

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一305	承認日	2015.7.1	1/1
石川民医連への職員出向に関する協定					作成者	承認者
					国光哲夫	島 隆雄

この協定は、石川勤労者医療協会から石川県民主医療機関連合会への職員の出向のあり方を規定する。

- (1) 出向中の職員の籍は、石川勤労者医療協会に置く。
- (2) 出向中の期間は、石川勤労者医療協会の勤務年数と見なす。
- (3) 出向中の賃金等については、石川勤労者医療協会の賃金規定を適用し、石川勤労者医療協会が本人に支払う。
- (4) その他詳細については、相互で話し合い決定する。
- (5) この協定にもとづき、出向者ひとりひとりについて覚書を取り交わす。

以上

2005年4月1日

2013年4月1日 一部改定

2015年7月1日 一部改定

公益社団法人石川勤労者医療協会
理事長 島 隆雄

石川県民主医療機関連合会
会 長 服部 真